

公益財団法人不老会 定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人不老会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を名古屋市に置く。

第 2 章 目 的 及 び 事 業

(目 的)

第3条 この法人は、心身の健康と長寿を全うするための保健思想の普及を図るとともに、医学及び歯学の教育のための献体に関する法律に定めるところにより、天寿を全うした後の献体を円滑に実行することにより、医学・歯学の教育・研究の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 献体を希望する者の登録
- (2) 献体の主旨の普及及び広報活動
- (3) 献体者の顕彰
- (4) 献眼への協力
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、愛知県において行うものとする。

第 3 章 会 員

(会 員)

第5条 第3条に定める目的に賛同し、無条件・無報酬で死後献体を約束し、この法人に登録した者をもって会員とする。

(賛助会員)

第6条 第3条に定める目的に賛同し、賛助会費として、毎年1口1万円以上納める個人、法人又は団体を賛助会員とする。

第 4 章 資 産 及 び 会 計

(基本財産及びその他の財産)

第7条 この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。

3 基本財産以外の財産は、その他の財産とする。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

2 前項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、愛知県知事に提出するとともに、事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書（損益計算書）
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

4 第1項に掲げる書類及び前項第1号の監査報告については、毎事業年度の経過後3か月以内に愛知県知事に提出するものとする。

5 この法人は、定時評議員会の終結後遅滞なく、第1項第3号の書類を公告しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第11条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(会計原則等)

第12条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が定める。

第5章 評議員

(評議員)

第13条 この法人に評議員10名以上15名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第14条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合は、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員については、次のイからへまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等以内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

へ ロからニまでに掲げる者の3親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一団体（公益法人を除く。）の次のイからニまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体において、その職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（任 期）

第15条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第13条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお、評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

第16条 評議員は、無報酬とする。

2 評議員には、費用を弁償することができる。費用の支給基準については、評議員会において別に定める。

第 6 章 評 議 員 会

（構 成）

第17条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権 限)

第18条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任並びに解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びに財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催等)

第19条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種類とする。

- 2 定時評議員会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は、毎事業年度開始前に1回開催するものとし、その他必要がある場合には、いつでも開催することができる。
- 4 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から互選により選出する。

(招 集)

第20条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決 議)

第21条 評議員会の決議は、法令又はこの定款に定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 評議員に対する報酬等の支給基準
 - (3) 定款の変更
 - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

- 第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 前項の議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された者2名が、これに記名押印する。

(議事運営規程)

- 第23条 法令及びこの定款の定めるもののほか、評議員会の議事運営について必要な事項は評議員会において別に定める。

第 7 章 役 員 及 び 職 員

(役員の設定)

- 第24条 この法人に、次の役員を置く。
- (1) 理事10名以上15名以内
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
 - 3 理事長以外の理事のうち副理事長を2名以内、常務理事を若干名置く。
 - 4 第2項の理事長をもって、一般法人法上の代表理事とし、前項の副理事長及び常務理事をもって一般法人法上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

- 第25条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議により理事の中から選定する。
 - 3 任期の終了前に退任した理事長、副理事長及び常務理事の補欠として選定された理事長、副理事長及び常務理事の任期は、前任者の任期の終了する時までとする。
 - 4 理事長、副理事長及び常務理事は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお、理事長、副理事長又は常務理事としての権利義務を有する。

(理事の職務及び権限)

- 第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
 - 3 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行し、理事長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
 - 4 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
 - 5 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以

上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、この法人に関し、次の職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成すること。
 - (2) 第10条第1項各号に掲げる書類を監査すること。
 - (3) 理事会及び理事会が必要と認めた評議員会に出席し、必要に応じ報告若しくは意見を述べること。
 - (4) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。
- 2 監事は、何時でも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 理事及び監事について、第25条第3項の規定を準用する。
- 4 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第29条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議により解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり又はこれに堪えられないとき。

(役員報酬)

第30条 理事及び監事は、無報酬とする。

- 2 理事及び監事には、費用を弁償することができる。費用の支給基準については、理事会において別に定める。

(顧問及び相談役)

第31条 この法人に、顧問及び相談役を若干名置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。
- 3 前項の委嘱に関し必要な事項は、理事長が別に定める。
- 4 顧問及び相談役は、理事長の諮問に応ずるほか、会議に出席して意見を述べるることができる。

(職 員)

第32条 この法人の事務を処理するため、必要な職員を置く。

- 2 重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 3 職員の服務・給与等については、理事会の決議により別に定める。

第 8 章 理 事 会

(構 成)

第33条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

- 2 理事会の議長は理事長がこれに当たる。

(権 限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第35条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種類とする。

- 2 定時理事会は、毎事業年度に原則として5月又は6月及び2月又は3月の2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 監事から理事長に招集の請求があったとき又は監事が招集したとき。

(招 集)

第36条 理事会は、理事長が招集するものとする。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集するときは、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して、会議の日時、場所及び目的事項等を記載した書面をもって通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(決議及び報告)

第37条 理事会の決議は、決議についての特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第197条において準用する一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。
- 3 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。
- 4 前項の規定は、第26条第5項に規定する理事の職務の執行状況の報告には適用しない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、理事会に出席した理事長及び監事並びに理事長が指名する理事は、前項の議事録に記名押印する。

(議事運営規程)

第39条 法令及びこの定款に定めるもののほか、理事会の議事運営について必要な事項は、理事会において別に定める。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第14条についても適用する。

(解散)

第41条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第42条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第43条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、

認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 公 告 の 方 法

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 11 章 そ の 他

(運営に関する規程等)

第45条 法令及びこの定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第8条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長（代表理事）は、小田悦雄とする。

附 則

- 1 この定款の変更は、平成31年4月1日から施行する。
第4条（事業）の変更（献眼への協力を追加）
第7条（基本財産及びその他の財産）の変更（その他の財産を明記）
第10条（事業報告及び決算）の変更（定時評議員会及び愛知県知事への提出書類を限定）
第12条（会計原則等）を新設
第14条（評議員の選任及び解任）の変更（同条第2項第1号及び第2号の員数算定方式を修正）
第19条（種類及び開催等）の変更（種類及びその開催時期を明記）
第22条（議事録）の変更（記名押印を規定）

- 第26条（理事の職務及び権限）の変更（職務執行状況の報告の頻度を明記）
- 第27条（監事の職務及び権限）の変更（同条第1項に各号を新設）
- 第35条（種類及び開催）の新設
- 第36条（招集）の変更（招集手続の省略規定を追加）
- 第37条（決議及び報告）の変更（可否同数時の決議方法、報告の省略規定を追加）
- 第38条（議事録）の変更（記名押印を規定）
- 第44条（公告の方法）の変更（電子公告に変更）